

# 定期利用保育 多子世帯支援補助（第2子以降無償化）について

2023年10月から町田市の定期利用保育（下記の施設で実施）において、多子世帯支援補助（第2子以降の無償化）が始まります。対象となる方や手続きの方法等は、まちだ子育てサイトで利用前によくご確認ください。

手続き書類はこちら→



項目	内容	
対象児童	住民税課税世帯の、第2子以降の0～2歳児 子どものための教育・保育認定の3号または満3歳児の2号を取得し、 保育園等に在園していない町田市民のお子さん	
補助上限額	42,000円/月	
申請先	町田市役所 子ども生活部 子ども総務課 市庁舎202窓口	
定期利用保育 実施施設 2023年10月時点	<b>堺地域</b>	<b>忠生地域</b>
	・小山保育園（一時保育施設（エンゼル）） ・プチもり保育園 ・サンフィール保育園 ・かりん保育園	・しぜんの国保育園 ・第二わかくさ保育園（一時保育施設（わかくさクラブ）） ・町田自然幼稚園（幼保連携型認定こども園） ・子どもの森幼稚園（認定こども園）
	<b>町田地域</b>	・正和幼稚園（幼保連携型認定こども園） ・境川幼稚園（認定こども園） ・きそ幼稚園（認定こども園）
	<b>鶴川地域</b>	<b>南地域</b>
・草笛保育園 ・玉川さくら保育園 ・町田こぼと幼稚園 ・つながり送迎保育園・もりの ・たけとんぼ保育園 ・開進幼稚園（認定こども園） ・つながりづくり保育園・原町田プラス ・町田なかよし保育園	・成瀬くりの家保育園 ・町田わかくさ保育園（本園） ・町田わかくさ保育園（分園） ・高ヶ坂幼稚園（認定こども園） ・もりのこ第二保育園 ・高ヶ坂なかよし保育園 ・成瀬なかよし保育園 ・子どもの森南町田保育園 ・もりのおうち保育園	
・東平しらゆり保育園 ・ききょう保育園（一時保育施設（なののはな）） ・フェリシア幼稚園（認定こども園） ・花の木保育園		



※住民税非課税世帯の方は、子育てのための施設等利用給付認定新3号認定を取得することで、第1子から利用料補助の対象となります。利用料補助の申請方法が異なりますので、ご注意ください。

※住民税未申告の方、転入等により市で住民税額の確認ができない方は給付ができません。速やかに住民税の申告をしていただくか、課税証明書を申請時に提出してください。

## お問い合わせ先

- 定期利用保育 多子世帯支援補助（第2子以降無償化）の手続きに関すること  
子ども総務課 手当・医療費助成係 TEL：042-724-2139 FAX：050-3101-8377
- 子どものための教育・保育認定に関すること  
保育・幼稚園課 支援係 TEL：042-724-2137 FAX：050-3161-8635
- 定期利用保育事業の制度に関すること  
保育・幼稚園課 管理係 TEL：042-724-2138 FAX：050-3161-8635